

7. 減免制度・割引等

(1) 所得税、市民税・県民税等の控除

身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けると税の控除が受けられます。

※12月31日までに身体障害者手帳の交付を受けていない人であっても、手帳の交付を申請中であることや医師の診断書を有する等の場合は、障害者控除の対象となります。

税の種類	区分・内容	所得控除額	所得控除額加算	お問い合わせ先
所得税	【特別障害者控除】 身体障害者手帳 1、2 級 療育手帳 A 1、A 2	40 万円	同居の扶養親族 又は同一生計配 偶者が特別障害 者の場合 35万円を加算	大分税務署 TEL 097-532-4171
	【普通障害者控除】 身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B 1、B 2	27 万円		
	【小規模企業共済等掛金控除】 心身障害者扶養共済制度の掛金	掛金額		
市民税 ・ 県民税	【特別障害者控除】 身体障害者手帳 1、2 級 療育手帳 A 1、A 2	30 万円	同居の扶養親族 又は同一生計配 偶者が特別障害 者の場合 23万円を加算	市民税課 TEL 097-537-5729 097-537-5730
	【普通障害者控除】 身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B 1、B 2	26 万円		
	【小規模企業共済等掛金控除】 心身障害者扶養共済制度の掛金	掛金額		

相続税についても控除がありますので、詳しくは、大分税務署へお問い合わせください。

(2) NHK放送受信料の減免

区分	全額免除	半額免除
対象者	(1) 身体障害者手帳を所持している人がいる世帯で、かつ、同住所別世帯の方を含む同居の方全員が個人市民税・県民税非課税の世帯 (2) 療育手帳を所持している人がいる世帯で、かつ、同住所別世帯の方を含む同居の方全員が個人市民税・県民税非課税の世帯	(1) 受信契約者が世帯主で視覚または聴覚障がい者 (2) 受信契約者が世帯主で1・2級の身体障がい者 (3) 受信契約者が世帯主で、A1・A2の知的障がい者
手続きに必要な書類等	(1) 身体障害者手帳または療育手帳 (2) 15歳以上の同居の方全員(同住所別世帯の方を含む)が個人市民税・県民税非課税であることの確認できる最新年度の市民税・県民税課税証明書(※同住所別世帯の方の市民税・県民税課税証明書の取得には委任状等が必要です) (3) 印かん	(1) 身体障害者手帳または療育手帳 (2) 印かん ※手数料(300円)が必要です。

※市役所障害福祉課、各支所、東部・西部保健福祉センター、各連絡所(今市除く)で減免の証明を発行します。

《お問い合わせ》障害福祉課、

NHK大分放送局営業部 TEL097-533-2830